

## 『森 有禮の宗教観』

定 平 元 四 良

1

エル温・ベルツは明治9年に東京医学校（翌10年に東京大学医学部と改称）に招聘されてから26年間、日本の医学教育に盡力し、「日本の近代医学の父」とまで呼ばれるにいたった。その彼の明治22年2月11日の日記<sup>1)</sup>をみよう。

「本日憲法発布。

天皇の前には、やや左方に向って諸大臣、高官が整列し、そのうしろは貴族で、そのなかに、維新がなければ立場をかえて現在將軍であったはずの徳川龜之助氏や、ただ一人（洋服でいながら）なお正真正銘の旧い日本のまげをついているサツマの島津候を認めた。珍妙な光景だ— 中略

残念ながらこの祝日は、忌まわしい出来事で気分をそがれてしまった——森文相の暗殺である。かれは憎まれており、ことに数日前、大学の学生たちと激しい衝突をしたのだが、これには、確かにかれ自身にも責任がある。——というのは、かれが不可解にも、先般の火事と一学生の死亡について、死んだ本人にその罪をさせたからである。激しい気質の国民のことであるから、どんな事態をひき起こすか、知れたものではなかった。卑劣な犯人は、この気分に乘じたのである。」

「3月19日

憲法で出版の自由を可及的に広く約束した後に、政府はすぐその翌日、5種を下らぬ帝都の新聞紙の一時発行停止を、やむ得ない処置と認めている。それは、これらの新聞紙が森文相の暗殺者そのものを賛美したからである。

### 【森 有禮の宗教観】

それどころか、詩を作って、西野の予定した第2の犠牲者芳川がまだ生存しているのを遺憾とするという意味が述べてあった！ 上野にある西野の墓では、靈場参りさながらの光景が現出している！ 特に学生、俳優、芸者が多い。よくない現象だ。要するに、この国はまだ議会制度の時機に達していないことを示している。国民自身が法律を制定すべきこの時に当たり、かれらは暗殺者を賛美するのだ——森の行為に対して、いかなる立場をとろうとも、それは勝手ではあるが——以下略】

この異邦人の日記は、この事件への批判をこめながら当時の社会的反響を客観的に描写していると思われる。森有禮の宗教思想を考察するにあたって、かれにとってのこの終末の出来事を解明することから始めたい。

## 2

明治18年12月、伊藤内閣の初代文部大臣になった森有禮は近代日本の教育史上、国家主義教育の礎石を置いたものと評価されている。そのかれが伊勢神宮参拝に際し、不敬な行為をなしたという風評を信じた一青年（事実確認のため伊勢に赴いている）によって、明治22年2月11日の憲法発布式典の日に暗殺（翌日死亡）されたのは何故だろうか。

事件の発端となった森有禮の伊勢神宮参拝は、20年11月28日<sup>2)</sup>である。かれは文部大臣として、学事視察のため全国を駆け巡っている。当日は伊勢に赴き小学校を視察し、昼食後まず外宮を参拝したとき、いわゆる「不敬事件」がおこり、そのまま内宮を参拝せずして帰ったのである。暗殺の記事を集録している『新聞集成明治編年史』には、この参拝の記事は集録されておらない。それは、この『編年史』が編集された時期が昭和9年から11年にかけてであり、天皇崇拝、神社参拝を強制する時期であったことを考えれば、編集者によって割愛されたということが充分推測できる。それにしても、「不敬事件」がおこってから一年以上を経過して「暗殺事件」がおこったことをどう理解すればいいのだろうか。「不敬事件」が真に問題であったならば、それから一年以上も文部大臣をやっていることができたであろうか。森有禮を文部大臣にすることに、元

## 「森 有禮の宗教観」

田永孚に代表されるように上層階級には強固な反対意見があったことを考慮すれば、早々に免官になるのが自然だろう。そこで「不敬事件」の重さに疑問を抱かざるを得ないのである。

明治 22 年 2 月 12 日の『東京日日新聞』は「千古不磨の大典、憲法発布の大盛儀挙げらる。斯の大典のあしたに此の不祥事、兎漢森文部大臣を刺す。」<sup>3)</sup>という記事を掲載し、森氏の邸宅における事件の模様を簡単に描写し、兎にも角にも、憎みても猶余ある行為だといっている。ついで、2 月 24 日には、「禁断の御門内にヅカヅカと参入、ステッキを以て御帳を掲ぐ。森有禮不敬事件目撃者通信」という記事を掲げ、犯人西野文太郎が斬奸状にいっている不敬行為が事実であったかどうかを、山田在住の通信員に質したところ、事実であることが判明したといっている。そして 3 月 8 日「森有禮不敬問題と外宮第四門」という見出いで「同地の某氏より申越したる処によれば、其門扉は外宮第四の門にして参詣人が常に此処にて賽銭を投ず、又此処は宮掌として最下級の神官が守り居る処なれば、人が云ふ如く重んずべき処にはあらず（勿体無き辺には相違なきも）且是迄勅任官其他賽銭夥多捧ぐる向には、特別の取扱い方もあれば、次第によりては是より以内にも立入ることを得ずとにはあらず。況して神殿の構造は普通のものと異なれば不知案内の人達は特別の注意無きに於ては如何にせば好からんやも判らぬ程なり云々とありき」という記事を掲載している。さきの 2 月 24 日の記事を訂正しているのではないが、事件への疑惑がみられるのである。

ここで、犯人の西野文太郎についてふれる必要があろう。かれは慶應元年長門国阿武郡萩城に生れた。後周防国山口に移住し父は野田神社の御供役を勤めていた。文太郎は明治 6、7 年頃より普通教育を受け、12、3 年頃山口中学に存学したが、13 年 10 月山口県庁に奉職し、19 年 6 月依題免職、上京し私塾の漢学教師を嘱託させられたこともあるが、20 年 6 月内務省土木局に奉職し、21 年 7 月徳島土木監督区署に転勤、22 年 1 月帰京。そして、22 年 2 月 6 日、三浦梧楼宛に書翰を出し、徳島へ転勤以来、高論卓説を拝聴できなかったことを遺

## 【森 有禮の宗教観】

憾とすることを述べた後「此度森大臣ヲ殺害ニ及ヒ候ニ就キ主意書一通ハ素ヨリ懷中致ス積リニ候へ共、萬一事敗レ候時ハ如何相成候哉難計——中略——別紙一通左右ニ呈シ置候間都合ニヨリ世ニ公セラレン事只管奉願候——後略——」<sup>4)</sup>ついで2月8日、両親と弟妹宛に書状をしたためている。父への書状の中に「陳者小子此度大臣を刃傷に及び候わ別紙趣意書（略す）の如き次第に付御一覽被遊度候、此儀わ一朝一夕の思立にわ無之去年徳島に罷在候時よりの企に御座候、夫故旧臘俄に帰省候も全く御暇乞の積りに有之候、尤も実地に就き取調候上ならでは決心致し候訳に不參候故、上京の途次一寸參宮聞合せ候処果して聞きしに相違無之、於是乎断然決意時機を相伺居逐に此度の次第に立至り申候——後略——」<sup>5)</sup>に明らかなように熟慮断行したのである。

そこで熟慮の内容を知るために『森有禮暗殺主意書』をみることにする。「謹テ按スルニ伊勢 大廟ハ万世一系天壞ト窮リ無キ我 皇室ノ本原タル 天祖神靈ノ鎮座シ王フ所ニシテ、實ニ我帝国ノ 宗廟ナレバ其神聖尊嚴何物カ之レニ加ヘン、宜ナル哉 天子尊崇敬事敢テ或ハ懈リ玉ハサル事、然ルニ文部大臣森有禮之レニ参詣シ 勅禁ヲ犯シテ靴ヲ脱セズ殿ニ昇リ、杖ヲ以テ、神簾ヲ掲ケ其中ヲ窺ヒ、膜拜セズシテ出ス、是レ其無禮亡状豈啻ニ神明ヲ褻瀆セシノミナランヤ、實ニ又 皇室ヲ蔑如セシモノト謂ツベシ——中略——或ハ日ク、是虚伝ノミト、余伊勢ニ到リ親ク之ヲ探訪シ、其決シテ虛伝ニアラザル事ヲ知ル（當時又内務次官芳川顯正モ亦嘗テ同様ノ挙動アリシト聞キ驚嘆ニ堪ヘズ、余將ニ此人ノ生死ヲ見以テ本邦ノ盛衰ヲトセントス）——中略——有禮ノ不敬ヲ 大廟ニ加ヘシハ即チ 皇室ヲ蔑如シタルモノニシテ、立國ノ基礎ヲ傷リ、國家ヲ亡滅ニ陥ルモノナレハ、余ハ帝国臣民ノ職分トシテ袖手傍観スルニ忍ヒス、敢テ宝劍ヲ以テ其首ニ加フ」<sup>6)</sup>以上主意書の約3分の1弱程度を引用したのである。国家は宮室の如く、皇室尊崇の精神は立國の大基礎である。その国家の宗廟を瀆すという明治の大恥を雪ぐには誅戮しかなかったのである。主意書にみる西野の思想は皇室尊崇の国粹主義であることは明らかである。神官の家庭に成長したということの影響も認めねばならない。また、三浦梧楼（長州藩士・

## 『森 有禮の宗教観』

軍人政治家・學習院長・枢密顧問官)に私淑していたと考えられるが、三浦の影響も多大であったろう。以上の如く、森文部大臣暗殺という事件は明治22年2月11日であり、森の伊勢神宮参拝は20年11月28日である。そして西野文太郎は19年6月頃山口から上京し、21年7月から徳島に在勤中に森の暗殺を決意するに至ったのである。

### 3

明治21年10月28日の「東京日日」には「弘前の壮士・森大臣に迫る」<sup>7)</sup>という記事がある。その内容は過日(7月28日)の官報で、県庁の吏員が青森県人を「無神経の人民」と述べていることは、官尊民卑の思想のあらわれであり人民を侮辱するものである。文部大臣の職掌とはちがうであろうが、大臣から注意を与えてほしいという陳情である。もしも森大臣の不敬事件の報道を僅かでも知っていたならば、壮士達がこの虚実を尋ねることがあっても、さきに述べた如き陳情をすることはなかったであろう。それでは21年7月から徳島にいた西野文太郎は何処から問題の報道を得たのであろうか。

それは明治21年8月1日の『東京電報』の「無禮の振舞」という記事であろう。「前略—現時に生れて一国の政事を申す大臣のひとりとして殊に風教の上に尠からざる関係有る人にして左る振舞の有る可くも思はれねど、過る頃其大臣が巡回の途次其地に過ぎられたる時の事なりとか、其人は隨行者をも引具せず唯一人にて宗廟に詣られて如何にか思はれけん、突然拝殿の奥一般に進入を禁じたる内庭の方にヅカヅカと踏み入らるるぞ、神官等は周章てゝ走出で其処は古より皇族とても入らるるを許さざる地なれば留まり玉へと遮りしを、ソーカと許り答へつつ猶ほ歩を奥殿の階上に進め打下したる玉簾を左も不作法に携へ持てるステッキの先にて擎げ、正面に突っ立ち暫し神鏡の方を打守りて立去られしと云ふ。彼外国人なれば猶恕すべきも、日本皇帝の臣民にして上の御覚ゑも浅からぬ人には實に有るべき振舞かな」<sup>8)</sup>この記事の中には森文部大臣とい名は明記されていないが一見そうとわかる書き方である。つづいて9月21日の「伊勢の大廟、皇室と行政府との関係」の中で「然るに吾輩が去る8月1日の

## 「森 有禮の宗教観」

紙上に於て、「無法の振舞」と題して記載したる一項は、其後神宮司庁よりの取消ありしにも拘はらず、深く世人の感情を刺激せしと見へ、諸雑誌及新聞に於て論議すること少からず。吾輩は一方に於て彼記事の無根なりしを賀すると同時に、他の方に於ては、我が国民が國体上の感情の真摯なるを喜ぶなり<sup>9)</sup>と記している。一度報道された記事を一ヶ月以上経過して取消したとしても、簡単にぬぐいされるものではない。風説とはそういうものであろう。森有禮不敬の風説はかくしてうまれたのである。9月21日の記事が陸羯南によって書かれたものであるなら、そこで「吾輩が去る8月1日の紙上に於て」といっているから、8月1日の記事も羯南によって書かれたのであろう<sup>10)</sup>。とすると、森有禮不敬の風評は陸羯南によっておこされたともいいえよう。それは羯南の予期せざる最も忌むべき事件をおこしたのである。だから22年2月14日の新聞『日本』では「不祥を祓ふべし」<sup>11)</sup>で暗殺という行為を強く非難したのである。

西野文太郎は『東京電報』<sup>12)</sup>の記事を読んでいたであろう。さきに書いたように西野は三浦梧楼の書生をしていたことがある。三浦は『東京電報』の創立発起人の一人であった。西野は上京以来この新聞の読者になつただろうし、徳島へ行っても読んでいたと考えられるのである。

### 4

これまで20年11月28日、21年8月1日、22年2月11日の3つの時点を追いかながら事件をみてきたが、ここで、当時森文部大臣の秘書官であり学事視察に随行していた木場貞長の回想<sup>13)</sup>をみてみよう。

神宮参拝の状況を詳細に描写してから「元来御扉の所に神聖なる御帳が掛てあるということに付何等の予備的知識がなかったのであります。当り前ならば、其直前迄行かれぬ中に案内の神官は静止せねばならぬ筈であります、少くも耳打ちしなければならぬ筈であると思ふのであります。それを何も言はず前進し、不意に体を避けて大臣を御帳に直面せしめたのであります。其れは粗忽であり不注意であったか、或は故意であったか知りませんが、前後の事情から考へて見ると、寧ろ計画ではなかったかと思ふ位であります」そして、事件の場所は

## 『森 有禮の宗教観』

誰でも行ける所であり、もしもその場所に神聖な物が掛けてあるのなら、何等かの処置をしておくのが当然である。それらのことが全くなされてなかつたのをみると、何かそこに策謀があつたと言はれても仕方がないのではないか。「之を要するに森大臣の当時の挙動が失態であつたとしても、其の責任は案内の神官、並びに知事が其の一部を負ふべき性質のものである。私は信ずるものであります。形式的に言へば森さんの責を免れることは無論であります、其の心情から言へば寧ろ咎むべき何事もないと言って宜いのではないかと思ふ位であります」と述べている。そして、森文部大臣が神官の案内に極度の不満を抱いて、大臣を辱めたという気持を持って居られたことは事実であると追想している。この木場貞長の回想には西野文太郎が記した不敬行為はみられない。つまり不敬行為は西野が志士的慷慨をもって天誅を加える決断する決め手になったが、それが唯一の理由ではなかった。廃刀論以来の森有禮の言動の集積が、就中、文部行政に携はってからは、一部教育専門家達からはその果断さに期待されたが、一般には不興をかっていた。つまり、いくつかの遠因の中に、不敬行為という近因がなげこまれたのである。

木場貞長は森有禮が特に神官方面から不興をかった理由をいくつかあげている。(1)森が基督教をもって国教とするのではないかと強い疑念を持ったこと。これは森が儒教主義で修身を教えるのは時勢に適合しないとして、自ら倫理書を作成した。このような動きにからんで、九州地方の学事視察に赴いたとき、神官達は神道を国教にすることを請願した。森文部大臣は神官達と対談したが、森の所信の披瀝は理解されなかった。国教などを作ることの意志などない大臣は、かれらの誤解を無視した。これが災いの一つの原因となった。(2)慣例として内務省所管の神社司庁で出版していた暦を、文部省に移管し大学の専門家に作らせることにした。これはその収入を生計費に充当していた神官達にとって一大事であった。このことによって森大臣にたいし悪感情を持つにいたつたことは明らかである。その他一般に反森大臣感情を醸成した事情として次の如きことが考えられる。(3)教育は国民の国家に対する義務であると考えていた森大

### 『森 有禮の宗教觀』

臣は、父兄、学生の大反対にもかかわらず授業料の一斉徵収を決定した。低所得層に対する配慮はしていたが、従来任意とされていた授業料の徵収を原則として徵収するという通達が出されたのが18年8月19日である。大学の授業料の増額が学生達の反感をかっていた。この反森感情の昂場の時期、暗殺のあった20日程前に大学の寄宿舎が焼失し、学生1人が焼死した。それを恰も学生の責任であるかの如き発言があった。この事件が、「学生に不穏な動きがある」といって西野が森有禮に近づく絶好の口実を与えたのである。(4) 19年5月10日に教科用図書検定条例を公布し、教科書の検定制度が始まった。民間の出版書店は経営上の大打撃を受けるものが続出した。<sup>14)</sup> こういった非難の渦の中に不敬問題が報道されたのである。20年末の出来事を改めて21年8月に報道したのである。教唆煽動はもとより陸羯南の意図するところではなかったが、森有禮への反感、憎悪への引金になったことは否定すべくもないと考えるのである。

尾佐竹 猛は『東京電報』の「無禮の振舞」(前出)の記事について以下の如く述べている「しかし少しく冷静に判断すれば誰人にも解る如く、伊勢神宮の御建造から考へて見ても、玉簾若くは神幕にステッキの届く筈もなく、靴で以てステッキを携へて侵入するなどといふことは到底あり得べからざることは考へつくべきである、況んや斬姦状中にある芳川内務次官にも同様の所行ありといふに至っては沙汰の限りである。大官二人が同様の行為ありといふ如きは如何に拙なる宣伝であるかを知るべきであるが、当時は社会的批判が冷静でなく斯る風説を無条件に肯定するに容易なる雰囲気を醸生しつつあったのである」<sup>15)</sup>

明治20年代は鹿鳴館の仮装舞踏会に象徴される欧化の風潮に対する反動として、国粹保存思想の勃興の時代といわれている。20年には西村茂樹、佐々木高行らの修身教科書勅選案は森有禮の反対により中止となった。21年1月には鳥尾小弥太、山岡鉄舟らは神、儒、仏を合して大道を立て國体を守ることを期し日本国教大道社を結成した。同4月3日には志賀重昂、三宅雪嶺、杉浦重剛らは政教社を結成し国粹保存主義を唱道した。同4月9日には陸羯南は『東京電報』を創刊し国民主義の涵養をはかった。5月には西村茂樹、佐々木高行らは

明治会を結成し、敬神、尊王、愛国を三大綱領と宣言した。かかる社会的動向の中に森有禮に不敬行為ありと『東京電報』の報道がなされたのである。この手の報道が無批判に受け入れ容い素地がつくられていたのである。この報道から約半年後に兇行がなされた。式典に参内していた海江田子爵は兇報を聞き「左も有るべきことなり」と叫んだ<sup>16)</sup>といわれる。また尾崎三良男爵は「聞く者多くは之を神罰なりとして、之を憎むもの蓋し少し」<sup>17)</sup>といっているのは、彼等上層階級の森批判が如何に強烈であったかを示している。また事件後23日の新聞『日本』の紙上に「有禮が無礼の者にしてやられ、廃刀論者出刃庖丁を腹に刺し」という狂句が現われ、読者をすっかり満足させた<sup>18)</sup>というところに当時の社会的雰囲気を知ることができる。

以上、森有禮が暗殺される原因となった不敬行為といわれるものを解説してきた。一つの行為を不敬とみるか否かは立場によって異なるものであるが、森にそのような行為があったと断定するのは困難である。むしろなかつたといつた方が妥当と思われる。しかし、森には人々から誤解され反感を抱かれるような数々の言動があったようである。そして、巷間、それは森有禮が耶蘇教徒であると思われていたことによって増幅されていったのである。

## 5

ここで森有禮の略歴にふれておこう。1847年（弘化4年）7月薩摩藩士森有怒とその妻里との間に5男として生まれた。あまり裕福でない下級武士の家庭であった。森は第1に母里の「熱情に富みしと雖も、厳肅にして剛強の意志を有し、氣象又頗る男子の如きあり、而してまた其夫と同じく偏癖の性ありたり」<sup>19)</sup>という血を受けついだのであり、第2に早世した俊英な兄達の薰陶も受け、第3に同じ方限仲間の五代競太、才助兄弟の感化等々に影響されながら成長したのである。安政5年12歳の時藩校造士館に入り漢学を学んだ。14歳の時親戚の向井新兵衛が江戸から持ち帰った林子平の『海国兵談』を読んで海外事情に通曉しなければならないという自覚を持つにいたったといわれている。この自覚は、外輪蒸気船建造（安政2年）、採鉱に火薬使用（安政3年）、地雷水雷実験（安

### 「森 有禮の宗教観」

政4年)とつぎつぎと行われる藩の政策、攘夷から開港へと傾斜して行く世論の動向などの影響もみのがすことができないであろう。

1863年(文久3年)有禮17歳の時、薩英戦争の結果彼我の力の差を目のあたりにした藩は外国文明の習得に積極的となり、1864年には開成所を開設し、1865年3月には幕府の禁を冒してそれぞれ変名(森は沢井鉄馬)して14名のものを英国に留学せしめた。留学生一同は全部ロンドン大学に入学し各自の目的とする学科を修めることになった。森は海軍測量術研究を志し、歴史、物理、化学、数学などを学んだ。翌年8月にはロシアを旅行している。その後藩からの留学費の送金も遅滞する事情もあって1867年8月に米国に赴いた。これは前年、同じ留学生仲間の鯨島誠蔵らが渡米の折り世話になった米人ハリスをたよって行ったのである。年譜によると、1868年ハリス教団の日本人留学生間に分裂が生じて一部が新生社を脱退、このため6月に森有禮は鯨島誠蔵とともに帰国した。そして、同年7月徴士外国官権判事となって以来、1889年(明治22年)2月11日、43歳の生涯を了えるまで、殆んど官途にあり在野にあったのは、「官吏兵隊之外帶刀を廃するは随意たるべき議案」を公議所に上程(明治2年5月27日)し、6月2日公議所において否決され、同20日辞表を呈出、郷里帰臥を決意し、翌明治3年9月25日政府から東京出府の命を受けるまでの僅かの期間であった。そして、1884年(明治17年)5月参事院議官となり文部省御用掛を拝命するまで、米国、中国、英國と殆んど海外での生活であった。この永年の海外生活で自然に身についた生活態度、思考様式は、彼の自覺的意志と相俟つて、根深く存続していた伝統的社会との不協和音を起すことになったのである。

明治政府は明治4年に散髪脱刀令を出し、同9年に廃刀令を出した。この廃刀令に憤激して起ったのが「神風連の乱」である。森が「帶刀を廃するは随意たるべき事」をいってから7年を経過して、なおこの様な乱が起ったことを考えれば、明治2年という時期の森の発言への反響は想像に難くない。壯士連は有礼を暗殺する機会をねらっていたというし政府への世論の風当りが強く、政府に迷惑をかけることを知った森は辞職したのである。<sup>20)</sup>

1870年(明治3年)10月、少辨務使に任せられ米国在勤を命ぜられた。3年後の明治6年3月、賜暇帰朝した。(外交官のとしの彼の活躍については一切割愛する)この時期に、福沢諭吉、西周、西村茂樹、中村正直らと諧って、「明六社」を結成した。当時の一流の学者、思想家、教育家を網羅し、我が国最初の総合的啓蒙雑誌『明六雑誌』の発刊をしたことは森がただの外交官ではないことを示すものである。外交官として米国に在勤中、特に教育事情に関心を持ち、後日、日本の教育に資すべく調査研究をしているのである。森の発案により設立された「明六社」は、わが国の政治、思想、文化の発達に重大な影響を与えたのである。

つぎに森の結婚にふれなければならない。森は明治8年2月6日、東京府知事大久保一翁を立会人に福沢諭吉を證人として静岡県士族廣瀬於常と契約結婚をした。当日、知友のみならず新聞記者をも招待したことは、啓蒙のためにその模様を報道せしめたかったのだと考えられる。招待状は2人の連名で書かれている。今日でも、招待状は当時者の両親の名前で出すのが通常であるのをみても、当時としては、なにからなにまで破天荒であったといえる。それは、単に洋風を真似たということでも、奇を衒ったわけでもない。この結婚は後年不幸にして破鏡<sup>21)</sup>となつたけれども、当時の性徳への抗議であり、人倫の大本である夫婦道徳の確立なくして新国家の建設はあり得ない。早急にそれを確立しなければならないとする考え方の発露である。隗より始めたのである。<sup>22)</sup>『明六雑誌』に5回にわたって連載した「妻妾論」に森の考え方は明らかである。

『明六雑誌』第8号(明治7年5月)に「妻妾論ノ一」を掲載した。「夫婦ノ交ハ人倫ノ大本ナリ。其本立テ而シテ道行ハル、道行ハレテ而シテ国始テ堅立ス」という冒頭の言葉が森の思想の中核である。人は結婚によって相互に扶助し合う権利義務がある。現今の我邦の婚交の習俗は「夫恋ニ妻ヲ役使シテ其意ニ充タサルカ如キ任意ニ之ヲ去ルモ国法嘗テ之ヲ律サス。——我邦人倫ノ大本未タ立スト」夫婦の不平等を語り、妻妾併居はこれ妾を持つことを男の甲斐性とする風潮を批判した。「妻妾論ノ二」では妻に生子なくば妾腹の子を嗣子となす、しかも妻は依然として妻の座を占め、嗣子は無縁なる父の妻を母となし、

### 【森 有禮の宗教観】

実母を恰も乳母の如くする養子制度を批判している。「妻妾論ノ三」は男女同権の思想によって男尊女卑を批判した。ついで女子は妻となりて家を治め、母となりて子供を教育する責任は極めて重大である。そのために自らを教育しなければならない。然るに男子の遊具と見做していることを戒めたのが「妻妾論ノ四」である。最後の「五」に於て諸外国に行なわれている婚姻法を参考にして我邦将来の律法案を列記し「諸君ノ高議ヲ仰ク」といって、14条の婚姻契約の条文を記し、「離縁律案ハ次号ニ譲ル」で了っている。これは発表されてはいない。森はこの「妻妾論」に論じたところを実行したのである。以上このような森の「妻妾論」は同人からも幾多の反響<sup>24)</sup>をよんだ。この外に数篇の論巧を掲載している。明治8年6月。新聞紙条例が改正され言論にたいする取締が強化されたため『明六雑誌』は森の意に反して時の社長箕作秋坪の提案により衆議の結果9月1日廃刊となつた。

この年11月10日、有礼は特命全権公使として清国在勤を命ぜられた。江華島事件の解決のためである。青年外交官森が2倍程年長の老練な李鴻章とわたりあつたのである。ついで明治12年11月6日、特命全権公使に任せられ英國駐在を命ぜられたのである。もちろん条約改正のためである。彼が在留中に解決に至らなかつた。そして17年1月帰国命令を受け、3月14日に帰国した。5月7日参事院議官となり文部省御用掛兼勤を仰せつけられた。この時から実質的に文部大臣の役割を果していたといわれている。内閣制実施とともに明治18年12月22日、第1次伊藤内閣の文部大臣となつた時に森は39歳であった。22年2月11日刺客に刺され翌12日死去したが、その間國体主義教育を確立するため東奔西走したのであった。

### 6

ここで森の宗教観<sup>25)</sup>をみることにする。かれが直接宗教について語っているのは外交官として米国在任中に英文で著した「Religious Freedom in Japan」(1872年11月25日)と「宗教」(『明六雑誌』第6号、1874年翻訳)である。『信仰自由論』は、人間にとって最重要なものは信仰の自由であり、それは天

## 「森 有禮の宗教観」

賦の人権であるのみならず文明の進歩をみる一大基本であると最初に述べている。そして、日本の歴史をみると信仰の自由という天賦の権利を認識した痕跡はみられない。文運の進行する現在もそれがないのは永い封建治世の間「依らしむべし知らしむべからず」という政策の結果であろうという。ついで森は明治政府の宗教政策を批判した。明治元年6月米国から帰国し外交官として再度渡米したのは明治3年の暮である。したがって、その間における政府の宗教政策即ち神道国教化政策とキリスト教を邪宗門として禁止していたこと。またキリスト教対策のため仏教保護にのりだしてはじめたこと等をふまえての批判である。そして「凡て人類は、各其意思と行為に就き神に対して自ら責を負ふべき者なり。故に是等の責任の認識と行為の自由とを褫奪せられるに於ては、最早正当の意義を以て人間と称することを能はざるなり。されば現今我国に於ては政府の威権を以て新宗教を創起することは、道理の光明に照して奇異たるを免れす」<sup>26)</sup>というのである。

つぎに、当時の我が国のキリスト教に反対する主たる理由と考えられるものを3つかかげ、それに対する反論を述べている。第1の反対論は西教は害悪迷信であると考えていることである。それに対し西欧をどの程度どのように認識しているかということが問題であること。宗教の善惡を識別することは至難の問題であり、それが可能な者があるとするならば耶穌その人と同一の性質を有する者である。他人の為に宗教の善惡邪正を判断するのは権利の蹂躪である。政府が自ら之を決するとせば、其職務の濫用であり人民の権利を保護すべき政府のやることではない。第2の反対論は、西教は吾人の階級的組織の社会に不和を生ずるという。神の前に人間は平等であるという思想は土農工商の意識の払拭されていない社会には不安をよぼう。しかし、森はその不安は一時のものであり、却て社会に幸福を与えることが多いという。抑も宗教的信仰は個人のものであり、政府も他の勢力も他人の懷抱する信仰を許否する権利はない。

第3の反対論は、西教は無用の紛擾を生じ我が国の進歩を阻止する傾向がある。その予防のために西教に反対であるという。これに対し森は、ある目的を

### 【森 有禮の宗教観】

遂行するのに慎重であることは必要であるが、ある事業を企てんとする意思を禁制することは、慎重といわんよりはむしろ怠慢である。ここでは、日本の伝統的文化とキリスト教的文化との接触変容の問題を指摘している。

以上のような西教反対論への批判を展開しながら以下の主張をしている。「第1宗教に関しては、公然国法に触れざる限りは一切自由信仰の為充分の保護を与ふること、第2政府に於ては凡て各々の宗教に対し毫も偏頗なきこと、第3宗教上の信仰及儀式の異なるより発生する紛擾に対しては、保護すること等是なり」<sup>27)</sup>という。第1の点は『明六雑誌』の「宗教」で強調されている点である。森は信仰の自由ということの重要さを繰返し強調しながら、文明の進歩のためには法制度の整備と教育制度の確立の緊要なることを述べている。そして、特定の宗教を教育にもちこまないこと、種族、男女の区別なく教育を受けしめ無学のものをなくすること、画一の教育ではなく年令、職業によって変化をつけること、などに言及している。教育は国家の安寧上必要である、国家の責任は学術工芸上の知識の普及を計り、開明の強固な基礎に依り平和を維持することであるという。信仰の自由を語りながら、情熱をこめて教育論を展開している。明治17年以後文部行政に携はってこの教育論を実践していくのである。

森は『明六雑誌』第6号に「宗教」という翻訳文<sup>28)</sup>を掲載している。この頃『明六雑誌』にはいくつかの「宗教」関係の論説<sup>29)</sup>がある。それらを念頭において、「宗教」の前文に、信仰は個人の自由であるが信仰上の行為が他の人々と対立するときには、政府は法によって制限しなければならないといっている。そして前文の最後に、諸兄の批評の資料として「宗教」を提供するという。森がワッテルのこの論文に共鳴しているから翻訳したのであろう。『信仰自由論』においては、国家は権力をもって個人の信仰を左右することはできない。信仰の自由は人間にとて最も重要な天賦の人権であることを説いた。しかし「宗教」では、さきに述べている「公然国法に触れざる限りは一切自由信仰のため——」を強調することに力点が置かれている。「宗教」の条文をいくつか引用しよう「君權ノ宗教ニ及フ者ハ其外顯ニ関リタル者ニ由リ生スル処ノ騒害ヲ抑制スルニア

り」、「一国若シ其宗教ノ事ヲ管理スルノ權ヲ有セサレハ、其國ハ独立不羈ノ國ニ非ス。其君主ハ唯ニ半ヲ以テ目スペキナリ。」「諸國ノ僧徒其官職ヲ外國政府（即チ法王ヲ云）ニ仰ク者多シ。是レ其國ノ固有ノ權利ヲ犯シ、政法ノ公道ニ戾ル者ナリ」<sup>30)</sup>ワッタルの条文には信仰の自由とともに宗教の対社会的活動に対する国家の管理権をも明確に主張している。この点は森も充分に考慮しているところである。

文部官僚になった森は国体主義教育の基礎をつくったといわれるが、全国各地の教育事情を視察し、教育関係者に対する講演では、教育と宗教との関係について毎度の如くふれている。かれは宗教と宗派とを区別し、宗教即ち信仰とするなればこれは人皆天性のものであり、これなくしては人間に非ずといつてはいる。宗派は宗教心の外面に現はれたる法式によって各宗教に多数存在している。その1つの宗派を学校教育に導入することは弊害をまねくことになる。自由なる宗教心は保護しなければならないが宗派を学校に入れてはならないというのが、教育と宗教に対する態度である。宗教心そのものは極めて尊重した。しかし、宗教集団に対しては厳正な批評眼を持ってはいた。それは米国におけるハリス教団<sup>31)</sup>での生活の結果であろう。森の宗教観はこの時期に培養されたものと考えられる。

7

森有禮は第1にハリスの門人であったこと。第2に「信仰自由論」を三条公に建白したこと、第3に西洋流儀を重用したことなどからキリスト教徒と思われていた。はたして森はキリスト教徒であったのであろうか。こことのところを不充分であるがすこしみてみよう。

海門山人は『森有禮』の中で「金之丞は初め熱心な基督教信者なりき、ハリスを信仰敬慕したりき、蓋しハーリスは人物としては純清潔白なる温厚篤実の君子たりと知らざる可らず、然れども、彼の如き論理的思想に富み、苟も其理性を満足せざれば如可なる人の言をも取らず、——中略——奇怪虚妄なる「スピリチュアリスト」の言を維持することを得しや、吾人は之に答ゆるに否なる

### 『森 有禮の宗教観』

言を以てせざる可らず、金之丞は後半に「スピリチュアリズム」を信ぜざりしのみならず、又た自ら基督教信者と称せざりき」<sup>32)</sup>と記している。英國から米国へハリスを頼って行った留学生達は、最初、その新鮮な生活から深大な精神的感化を受けたのであろう。漸次批判的になったとしても。森らのハリス教団での生活は約1年弱であった。短期間であつただけ逆にハリスの人格や生活的印象は深かったともいえるであろう。森の人格の形成には多大の影響があったと考えられる。木村匡「故森子爵の逸事に付て」、木場貞長「森有禮先生を偲びて」<sup>33)</sup>等にキリスト教徒でないことが述べられている。だがこれらには森が國体主義の教育家であったことを強調せんとする意図が窺はれる。森寛子は「主人は自分の信仰に就ては一度も私に話したことはございませんでした。しかし聖書は随分熱心に研究して居りました様で、若い頃は書生に聖書の講義をしてやったことがある相でございます。その生活は全く信者と同じ様な謹厳なものでございました」<sup>34)</sup>と語っている。この「思い出」の中に家庭生活をとおしての森の人柄を偲ぶことができる。森は受洗という一定の儀式を了え信仰告白をしたキリスト教徒ではなかったであろう。しかし、一度は教会の門をくぐり、やがて出で去り行く明治知識人の1人ではなかったのではないか。伊藤博文は森を評して「日本産の西洋人」といったそうだが、かれの精神の裏からはキリストの染を拭いさることはできなかつたとみるのである。

森は在米中に同胞からもキリスト教についての意見を求められたとき、「聖書」は立派な本だが、その中にどうしても理解できない部分も多い。よく研究した上でないと批難したり賛成したりすることはできない。キリストの教えに従わない自称キリスト教信者は、偽善者としての自分をつまらない人間と自覚することを求めている。<sup>35)</sup>明治の初期に奉教を宣言した下級武士たちは、宣教師たちの高邁なピュリタン的生活が武士道の理想とするところと同じとして奉教したといわれる。偽善者を攻撃する森に、この奉教者たちと同じ精神のいとなみをみることができる。若いときは書生たちに聖書の講義していた、自ら信仰を求めるこなくして聖書の講義をすることはできないであろう。信者である

## 「森 有禮の宗教観」

とはいわなかつたが生活は謹厳であり、熱心に聖書を研究していた姿は求道者のそれである。明治 20 年頃は自由神学が紹介されたことによって、キリスト教会そのものが動搖していた。その影響もあったのではないかと想像する。

森は教育の中に一宗一派の宗教を持ち込むことに反対した。宗教は神と人間との関係であり、道徳は人と人の関係を規定するものである。したがつて、宗教なくして道徳教育は可能であるとする。また、King を God にしてはならないという。このような森の宗教観をみると、もしも在世なりせば、「内村鑑三不敬事件」<sup>36)</sup>は「不敬事件」となつたかどうか。世論は「不敬事件」としたであろう。それにどう対処したであろうか。さらに、久米邦武の「祭天古俗事件」<sup>37)</sup>といわれる筆禍事件はどうなつていたであろう。これら 2 つの事件は、いずれも King を God たらしめんとする思想によって招来せしものである。森有禮はこのような思想を許容するものではなかつた。シンクレチズムが平均的日本人の精神構造だといわれるが、その意味では、かれは平均的日本人である以上に真摯に本質的に異質な精神文化に主体的に対峙していたのである。あの不幸な事件がなかつたならば、一層明晰な宗教観を確立できたであろうか。

### 註)

1) 「ペルツの日記」上（岩波文庫版）134—141 頁

2) 海門山人著「森有禮」（『森有禮全集』第 3 卷所収）では「21 年 12 月森は三重県地方の学事を視察し、神宮に参詣せんと欲し、同 28 日石井前三重県知事其他の隨行員と共に、豊受大神宮に参拝したり………」とある。『森有禮全集』第 1 卷解説では「特に明治 19 年 12 月から翌年 3 月にかけての大旅行が注目される。この旅程の最後には、森暗殺の動機を胚胎させた伊勢参宮を含まれている」とある。同第 1 卷所収の森有禮年譜では、20 年 11 月 28 日の日付のところに「伊勢に赴き、山田の小学校を視察し、昼食後まず外宮を参拝す。このとき、いわゆる「不敬事件」がおこり、そのまま内宮を参拝せず山田を去る」となつてゐる。この年譜の期日が正確なものと考える。

3) 「新聞集成明治編年史」第 7 卷

4) 「森有禮全集」第 2 卷 279 頁

5) 同 名 317 頁

6) 同 右 279—280 頁

## 「森 有禮の宗教観」

- 7) 「新聞集成明治編年史」第7巻
- 8) 「森有禮全集」第2巻 326頁
- 9) 「陸 竭南全集」第1巻 533頁
- 10) 陸竭南のものと考えられる全論説を収録している「陸竭南全集」には、9月21日の論説は収録されているが8月1日のものは収録されておらない。他の同人が書いたとも考えられるが、本文に書いたごとく竭南が書いたと考える。
- 11) 「陸竭南全集」第2巻 9—11頁

「前略——又何を苦んでか野蛮時代の兎手段を以て政治世界に運動するの要用やあるべき。今や此の昭代に際し而かも此の時代の盛典を行ふ日に際して、斯る不祥の事を実演するは抑も又昭代の大罪人にあらずや——後略」
- 12) 「東京電報」は内閣官報局長を退職した青木貞三が経営していた「東京商業電報」を改組し、明治21年4月9日、陸竭南を社長兼主筆として創刊された。経営難のため22年2月9日廃刊とし、2月11日、新聞「日本」として再出発した。
- 13) 「森有禮先生を偲びて」「森有禮全集」第2巻 687—701 参照 神宮参拝の情景の部分を記しておく。

「恰度其の日は神宮の所在地である山田の小学校を視察して、そこで昼食をとったのであります。——中略——30台位の人力車が連って行ったのでありますが、街道に沿ひたる外宮の第1の御鳥居の所で下車して、それから神官の案内で外宮に参拝されたのであります。——中略——御門の御扉は其の時内側に開けてあったが外面よりは見へず、之に代って白布の御帳とか申すものが一面に下がってあったのであります。是は極て神聖にして大事なものであるそうでございますが、森さんは之に対して何等の予備知識なく卒然進まれたので唯普通の白布の積りで居られた次第であります。其處に差し掛けた時、護衛の警官達は森さんの身辺を退いて御鳥居の附近に待機し、神官が先導して其石段を上り、森さんが之に追随せられ、私は2、3間位離れ3番目に参進しました。石井知事や川上視学官は更に同位離れて居られたようであります。さうして石段の上より御門の御帳までは1間半か精々2間位の所は全部敷石であったと存じます。神官は右石段を上ると其儘前進し御帳の直前に到り、突然身を翻へして御門の右側に躊躇しまった。森さんは直後に居られたので、自然に歩を進め何等狐疑する所なく参入せんとせられた其の時である。神官は何か一言したやうであったが、森さんは直に歩を停め中に参進は出来ぬかと云ふが如き態度で、一二言、言葉を交し、12歩引下って、直立し最敬禮を為し神宮の案内を待たずして退出されたと云ふが實際の事実であります。」
- 14) 都築七郎著「政教社の人びと」45頁  
森有禮暗殺の遠因を5つあげている。内容は木場貞長のものと同様である。
- 15) 「森有禮全集」第2巻 326頁
- 16) 同 右 327頁

## 「森 有禮の宗教観」

17) 『尾崎三良自叙略伝』中巻 183—4

憲法を賢所に御告奏、百官大礼服にて例の所に参列併立、最も謹厳の際忌はしき珍事あり。即ち森文部大臣の刺客の手に斃れたる事なり。中略——聞く者多くは之を神罰なりとして、之を恤むもの蓋し少し。

18) 前出『政教社の人びと』47 頁

この狂句は社内記者の手になったものでなくて、芳菲山こと西松二郎の投稿だった。

19) 海門山人著『森有禮』4 頁

その家庭教育は、父は寛弘にして放任主義に傾き、母は嚴肅にして頗る力を盡せり、森氏の場合に於ては殊に母の感化を深しとなす。しかし、家兄の教育は与て最も力ありしなりと記されている

20) 坂本盛秋著『森有禮の思想』24—5 頁

21) 年譜によると、明治 19 年 11 月 28 日、有禮 40 歳の時、双方合意の上「婚姻契約」を解除して離婚するとある。離婚の理由は明確ではない。そして、翌年 6 月 26 日、岩倉具視の第 5 女寛子と再婚している。

22) 『森有禮全集』第 1 卷解説 81—2 頁契約結婚は森の親しい後輩によって森の結婚に先だって実行されている。1 組は明治 7 年 10 月 4 日、他の 1 組は同 24 日、両者は森の駐米時代の下僚であり、且つ森の信頼も厚かったから、2 人の結婚は森の影響、指導によるものであろう。婚姻契約の第 1 条は「男女交契両身一体の新生に入るは上帝の意にして人は此意に従て幸福を享る者なり。」と上帝の意にしてとキリスト教的表現がみられるが、森自身の契約書には上帝の意にしてという表現ではなく、「各其親ノ喜許ヲ得テ互ニ夫婦ノ約ヲ為シ——」（『森有禮全集』第 2 卷 771 頁）となっている。この表現の差異は何をものがたるものであろうか。

23) 『明治文化全集』第 5 卷雑誌篇 日本評論新社以下「妻妾論」の引用はこれによる。

24) 『明六雑誌』に津田真道「夫婦有別論」、同「夫婦同権辯」、加藤弘之「夫婦同権ノ流弊論」、福沢諭吉「男女同数論」、坂谷素「妾説ノ疑」、中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」等がある。

25) 森有禮の研究に際して、林竹二氏の『東北大学教育学部研究年報』を繙くべきであったが、この小論を書くにあたってはできなかった。しかし、『森有禮全集』の同氏の解説に多くを学ぶことができた。氏は『信仰自由論』について吉野作造が英文で書かれていることを主たる理由に、日本政府の宗教政策にきびしい批判を加えている米国人に見せるために出版したのであろう。という見解に対して、本論考の内容の分析と森の性格から日本政府に対する歯に衣きせぬ「直言」と見るべきであると言っている。

26) 『森有禮全集』第 1 卷 284—5 頁

27) 同 右 282 頁

此 3 点を酌量して「大日本帝国宗教自由信仰草案」を付してあるのでその全文を記しておく。

## 『森 有禮の宗教観』

「宗教信仰の事に関しては、個人の自信する所に従ひ之を決行すべし。決して外部の暴力を以てすべからざること勿論なり。1個人或は社会は宗教に関する意見、若は説明は強て他人に奉せしむる権利を有せざるなり。政府に於ては特殊の宗教に保護を与へ、之か為に生出した不幸は、万国の経験上に徴して歴々たる所にして、吾人の目的は我國民をして此不幸を免れしむるの目的に外ならざるなり。大日本帝国政府は、直接間接を問はず、自今其領国内に於て自由信仰を禁ずるの法律を施行すべからざること。又如何なる教派たりとも、其國の法律に抵触せざる限りは、地方廳或は政府の権を以て干渉すべからざること。又帝國の法律は、宗教の制度を他の社会の制度と同一視し区別を立てざること。又或は特種の宗派に地方或は國の官権を以て特権を与えざること。又政府は法教上の尊称或は階級は教門の徒に授けざること。又帝國內に於て、宗教上の仇怨を惹起すべき行為は一切之を禁すること。」

- 28) この翻訳文はワッテルという国際法思想史における著名なスイス人学者で、自由主義者、人道主義者としてアメリカで特に評判がよかったものである。國務長官や裁判官文章によく引用された。そのワッテルの万国公法の英訳本から宗教を論ずる章を森が訳したものである。『信仰自由論』を書いた時期に読んでいたとも考えられる。——『森有禮全集』第1巻解説 76 頁。
- 29) 津田真道「開化ヲ進ル方法ヲ論ス」『明六雑誌』第3号。津田は開化の為に神道でなく仏教でもなく基督教を採用すべきであると説く。  
西周「教門論」同第4, 5, 6, 八, 9, 12号では政治と宗教との分離を説いている。  
加藤弘之「米国政教」同5, 6, 13, 米国の法律を紹介して、政教分離を説く。
- 30) 『明治文化全集』第5巻「雑誌篇」83—85頁
- 31) 『森有禮全集』第1巻解説 89—92頁  
ハリス教団の性格及森の関係等について詳細に説明されている。ハリスは神智学者のスウェーデンボリーの創設した「新イエルサレム教会」の影響をうけたようである。ハリスは多くの信仰的、思想的遍歴のうち、教会のキリスト教の代りに、生活の共同の中で、道を講ずる方途を選び「新生社」を結成した。そこはきびしい規律と労働とハリスへの絶対的信従の生活が課せられた。森とハリスとの交渉は、帰国後もずっとつづき、少辨務使として米国に赴任したのちも、しばらくつづいた。ハリスのもとでの経験と教養は、いろいろと形を変えながら、生涯、森の生活の中に生きつづけた。
- 32) 海門山人著『森有禮』19, 20頁（『森有禮全集』第3巻所収）
- 33) 『森有禮全集』第2巻 533—550, 687—701 木村匡氏は第1に婚禮のときに時の東京府知事大久保一翁を立会人とし福沢諭吉を證人とし、宣教師を立てていないこと、第2に支那に全権公使として行ったとき、李鴻章との問答で森が耶蘇教徒でないと答えていること。などから森はキリスト教徒ではなかったといっている。
- 木場貞長は「私が森さんの下に文部省に仕へし時唯一度も基督教信者らしき言動を見たこともありません。森さんは一度も教会に臨まれたことを見たことはありませんが我國の

## 「森 有禮の宗教観」

神社には屢次参拝して居られます。」といわゆる敬神家としての森を語っている。

34) 同前「森有禮の思い出・おもかげ」702頁

35) 同第3巻解説13頁

解説者はここで2つの問題を指摘している。1つは森が局外者としてキリスト教を批判しているのか、ある程度まで同情者として偽善分子を攻撃しているのか、2つはハリスが中心となっていた宗教団体に関係を、少くとも好意をもっていたはず。その宗教集団に一言も言及していないのは、森が縁を切っていたためか、逆に縁が強いため隠そうとしたのか。この2点は森研究の重要課題であるという。

36) 明治24年1月9日第1高等中学校における「教育勅語」奉戴式で天皇宸署の勅語に、キリスト者としての良心にしたがって「禮拝的な最敬禮」を行なわなかつたために「不敬漢」として喧伝され非難された。その事件を契機に「国家と宗教」の観点からキリスト教を攻撃した帝国大学教授井上哲次郎とキリスト教徒との間に「教育と宗教の衝突」論争が展開されたのである。

37) 明治24年10月より12月まで論文「神道は祭天の古俗」を『史学会雑誌』に発表、翌25年田口卯吉の個人雑誌『史海』に転載され旧守的な神道家の反感を買ひ、3月帝国大学教授非職を命ぜられ、ついで依頼免官となる。ここで田口卯吉が3月「神道者諸氏に告ぐ」(『史海』第10巻)で久米邦武の神道論を掲載した責任に関する所信を表明している記事で、最初に「余は先づ辯明せざる可からざる一事あり、余は耶蘇教信者にあらざることはなり」といっていることに注目していいだろう。森有禮の「不敬事件」、内村鑑三の「不敬事件」、久米邦武の「筆禍事件」この3つの事件は明治天皇制国家における「国家と宗教」問題の「踏絵」となったようである。